

## 議第126号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

### 1 公の施設の名称

- (1) 呉市海事歴史科学館
- (2) 呉市入船山記念館

### 2 指定管理者

大和ミュージアム・入船山記念館運営グループ（次に掲げる団体により結成された共同体）

- (1) 代表者 東京都千代田区神田和泉町1番地  
凸版印刷株式会社  
代表取締役 金子 眞吾
- (2) 構成員 東京都千代田区紀尾井町3番23号  
株式会社トータルメディア開発研究所  
代表取締役 澤田 敏企
- (3) 構成員 東京都中央区日本橋1丁目19番1号  
株式会社日本旅行  
代表取締役 堀坂 明弘
- (4) 構成員 広島県呉市阿賀南1丁目8番49号  
ビルックス株式会社  
代表取締役 藤井 清実

### 3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

（提案理由）

呉市海事歴史科学館及び呉市入船山記念館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。